

議案第54号

福岡市第3子優遇事業の実施に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年2月21日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、子育て家庭の負担を軽減するため、副食費の助成の対象者を拡大する等の必要があるによる。

福岡市第3子優遇事業の実施に関する条例の一部を改正する条例

福岡市第3子優遇事業の実施に関する条例（平成17年福岡市条例第105号）の一部を次のように改正する。

第2条第11号を次のように改める。

- (1) 施設等利用給付認定子ども 子ども・子育て支援法第30条の8第1項に規定する施設等利用給付認定子どもをいう。

第2条第13号を削る。

第4条第1項中「（幼稚園を利用しているもの及び認定こども園における教育標準時間認定に係る施設型給付費の支給に係るものを除く。）」を削り、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 市長は、幼稚園（特定教育・保育施設であるものを除く。）を利用している施設等利用給付認定子どもである第3子以降の児童（子ども・子育て支援法第59条第3号口の規定による助成に係るものを除く。）に係る副食費については、規則で定めるところにより、助成をするものとする。

第8条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第11条第1項中「利用料」という。）の次に「及び副食費」を、「における利用料」の次に「及び副食費」を加え、同条第2項を次のように改める。

- 2 保育施設等手当の月額、支給対象児童ごとに、次の各号に掲げる支給対象児童の区分

に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 教育・保育給付認定子どもである支給対象児童（企業主導型保育施設を利用しているものを除く。） 副食費の実費相当額
- (2) 企業主導型保育施設を利用している支給対象児童であって市長が別に定めるもの 副食費の実費相当額又は副食費の実費相当額に市長が別に定める額を加えて得た額
- (3) 前2号に掲げる支給対象児童以外の支給対象児童 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - ア 利用料の月額が25,000円を超える場合 25,000円に副食費の実費相当額を加えて得た額
 - イ 利用料の月額が25,000円以下の場合 当該利用料の月額に副食費の実費相当額を加えて得た額

第11条第3項中「算定方法」の次に「及び副食費の実費相当額の上限額」を加える。

第21条第1号中「第4号」を「第3号」に改め、同条第2号を次のように改める。

- (2) 第8条第1項第4号に掲げる要件に該当しないこと。

第26条第3項並びに第27条第4項及び第6項ただし書中「若しくは第4号」を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。